

介護職員等特定処遇改善加算について

<p>経験・技能のある介護職員の考え方</p>	<p>(A)グループ 介護福祉士で介護職としての経験年数10年以上 (当法人及び他事業所の合計)の職員</p> <p>(B)グループ (A)グループ以外で介護職としての経験年数10年以上 (当法人及び他事業所の合計)の介護職員</p> <p>(C)グループ その他の介護職員</p> <p>(A)(B)の基準設定で、他の職種兼務の場合は対象としない。 (サービス提供責任者は除く)</p>
<p>賃金改善に関する規定内容</p>	<p>(A)グループ 当法人及びグループ法人で勤続10年以上の者 月額 18,000円 夜勤者は一回 1,000円</p> <p>他の事業所の勤務を含め勤続10年以上の者 月額 13,000円 夜勤者は一回 1,000円</p> <p>(B)グループ 当法人及びグループ法人で勤続10年以上の者 月額 10,000円 夜勤者は一回 1,000円</p> <p>他の事業所の勤務を含め勤続10年以上の者 月額 5,000円 夜勤者は一回 1,000円</p> <p>(C)グループ 月額 3,000円</p> <p>加算の残りがあある場合には一時金として上記の支給対象者で均等に給付する。 支給額については、常勤換算とする。</p>